

## **[事案 2023-248] 損害賠償請求**

・令和6年3月27日 和解成立

### **<事案の概要>**

募集人の確認不足を理由に、給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

他社で加入した既契約が満期になるため、保険の見直しを代理店の募集人に依頼し、令和4年3月に終身保険の契約手続をしたが、契約手続後、保険会社から加入限度に達していたため本契約に加入できないと言われた。しかし、本契約手続後に手術を行うことが決まっており、募集人から契約ができないと言われていたら他社で契約していたはずであるから、本契約に加入していたら支払われるであろう手術給付金相当額を損害賠償してほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、請求に応じることはできない。

- (1)本契約の申込みにかかる事実経過には概ね争いはなく、募集態様については、重ねて謝罪している。
- (2)本契約の募集時の態様と申立人が請求する損害との間に因果関係はない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続中、保険会社より和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。